



本日

(始業時から
午前10時まで)

ストライキでたたかいます

コロナ禍だからこそ、大幅賃上げと均等待遇を

正
規

月額2万5000円

以上

非
正規

時給250円

以上

「コロナ禍だからしょうがない」の声があります。しかし「なんでも自由に競争して勝ったものが成果を手にすることができる」経済社会が、いかに私たちの命と暮らしを脅かしているかがより鮮明になりました。コロナ禍の今だからこそ「賃金の大幅引き上げ・底上げで、誰もが人間らしく暮らせる生活をつくる」ことで、希望ある新しい社会につなげることができます。

大幅賃上げ

■本日、一律月額2万5千円以上の賃上げ、非正規雇用労働者の時間賃金一律250円以上の引き上げ、すべての非正規雇用労働者の時間賃金1500円以上の保障など職場労働者の切実な諸要求の実現をめざしてストライキでたたかいます。

内部留保

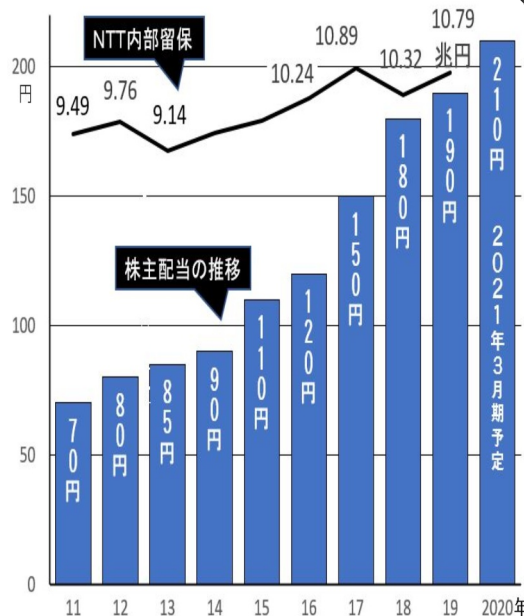
■NTTは10兆7875億円を超える内部留保をかかえる大企業です。この内部留保の3.19%を取り崩すだけでNTTグループで働くすべての労働者の賃上げは可能です。

力合わせて

■労働者のみなさん「雇用と暮らし」を守り、生活を向上させるために、力を合わせてともに声をあげていきましょう。



内部留保と株主配当の推移



内部留保
ためこみ利益のわずか
3.19%
取り崩すだけで
ベースアップ
資格賃金増額
が可能

(NTT持株会社の連結内部留保額)
10兆7875億円

(2021年国民新聞白書より作成)
NTT連結決算2020年3月期

JMITU通信産業本部

〒156-0043東京都世田谷区松原3-41-15NTT松沢別館2F
連絡先03-5355-7931 FAX03-5355-7930 2021年3月号外

労働相談ホットライン

Eメール koetcwu@gmail.com
tel (03) 5355-7932

雇用差別・賃金差別をなくそう

同じ仕事なら同じ待遇を

非正規差別NO

パートタイム・
有期雇用労働法
2020年4月1日より施行

パートタイム・有期雇用労働法の施行により2020年4月より正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇格差が禁止になりました。非正規雇用労働者の待遇改善を実現しましょう。

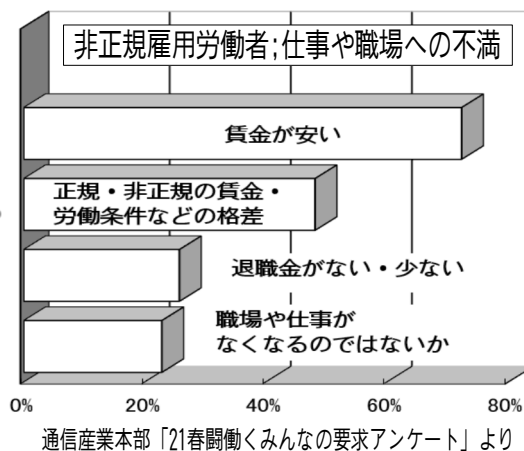
パートタイム・有期雇用労働法では、通勤手当や住居手当など正規・非正規に関係なく普通に生活する上で必要な経費、扶養手当などの家族的責任でおこる手当について格差をもうけることは不合理とされ、休暇や休業制度でも、忌引き休業、育児休業、介護休業などについても格差があってはいけないとされています。

法律が変わったからといって、労働条件が直ちに直視されるわけではありません。労働組合が要求していないのに経営者が自らすすんで制度の見直しをしようとはしません。労働組合が職場の声を背景に経営者に迫ることが大事です。

21国民春闘でも引き続き「格差解消」を訴えていきましょう。

■声をあげて変えていこう

日本郵政グループで働く労働者が組織している、郵政産業労働者ユニオンの労働者が「扶養手当、年末年始勤務手当、住居手当」等、社員と非正規雇用労働者との格差是正（労契法20条裁判）を求め2014年に全国各地で裁判を起こしました。昨年10月15日には、最高裁判所から「非正規雇用労働者への不合理な格差は違法」との判決が出され、権利拡充へ大きな力となりました。



通信産業本部の要求
2021年春闘要求書より（抜粋）

●扶養手当を支給すること。

●社宅・单身寮を利用できるようにすること。

●退職手当制度を創設し勤続年数に応じた退職金を支払うこと。

●全員にサポート手当を支給すること。

●夏期休暇3日、特別連続休暇2日を有給で付与すること。

●創立記念日（電記記念日等）には、半日の特認休暇（有給）を付与すること。

●病気休暇は社員と同等とすること。

●同一業務に1年以上従事している非正規雇用労働者に対しては、本人の希望により正社員で雇用すること。

●多項目健康診断及び人間ドックの受診は社員と同等とすること。

●通勤災害休暇を社員と同等とすること

●雇用の継続及び解除は、本人の意思を確認し一方的押し付けによる雇い止めは行わないこと。

JMITU通信産業本部

〒156-0043東京都世田谷区松原3-41-15NTT松沢別館2F
連絡先03-5355-7931 FAX03-5355-7930 2021年3月号外

労働相談ホットライン

Eメール koetcwu@gmail.com
tel (03) 5355-7932